

社会福祉法人 栄福社会
役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栄福社会(以下「以下」という)の開催する次の会議等に出席する理事・監事及び評議員(以下「役員等」という)の出席に要する報酬及び費用弁償について規定するものである。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監査

(会計処理の基準)

第2条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 役員報酬(日当分)

評議員会・理事会出席	5,000 円
監 査	8,000 円

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

(役員報酬の支払い)

第5条 役員報酬は、業務終了時にて相当額を直接本人に支払う。

附則

この規程は、平成16年3月27日より実施する。

この規程は、平成19年4月1日より実施する。

この規程は、平成21年4月1日より実施する。

この規程は、平成27年12月1日より実施する。

この規程は、平成28年4月1日より実施する。

この規程は、平成29年6月20日より実施する。